



金沢市公報

号外第22号の2

平成21年(2009年)7月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		
●規則		○金沢市財務規則の一部を改正する規則	(財政課) 1
○金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (景観政策課)	1	○金沢市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	(景観政策課) 1

規 則

金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年7月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第60号

金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成21年条例第22号)の施行期日は、平成21年10月1日とする。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第61号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第57条第1項第2号中「金沢市屋外広告物条例」を「金沢市屋外広告物等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

金沢市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第62号

金沢市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市屋外広告物条例施行規則(平成8年規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則

本則(第4条の見出し、同条第2号、第6条の見出し及び第18条の2第2項を除く。)中「広告物等」を「屋外広告物等」に改める。

第1条中「金沢市屋外広告物条例」を「金沢市屋外広告物等に関する条例」に改める。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 建築物の屋上部分となる階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類するもの(以下「塔屋等」という。)の壁面、建築物の屋上、建築物の最上階のひさしの上又は建築物の屋上の工作物に表示し、又は設置する屋外広告物等(以下「屋上広告物等」という。)

第8条の次に次の1条を加える。

(独立広告物調整地区の種別)

第8条の2 条例第10条の2に規定する独立広告物調整地区は、別表第2の2の左欄に掲げる種別によって区分し、当該種別に属する地域は、同表の右欄に定めるとおりとする。

第11条の次に次の2条を加える。

(歴史的伝統的意匠屋外広告物の指定の申請)

第11条の2 条例第15条の2第1項の規定による指定の申請は、歴史的伝統的意匠屋外広告物指定申請書(様式第5号の2)による。

(除却等の届出)

第11条の3 条例第15条の4第1項又は第2項の規定による届出は、歴史的伝統的意匠屋外広告物除却等届(様式第5号の3)による。

第12条中「第16条第1項」を「第16条第1項本文」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第16条第1項ただし書に規定する規則で定める期間は、6年以内とする。

第13条第1項中「第16条第3項」を「第16条第4項」に改め、同条第3項中「建築物の屋上に設置するもの」を「塔屋等の壁面、建築物の屋上、建築物の最上階のひさしの上若しくは建築物の屋上の工作物に設置するもの」に改める。

第18条の2第2項中「保管広告物等一覧簿」を「保管屋外広告物等一覧簿」に改める。

第19条中「第25条第2項」の次に「(条例第30条の6第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「屋外広告物検査職員証」を「屋外広告物・特定屋内広告物検査職員証」に改める。

第20条第1項中「建築物の屋上に設置するもの」を「塔屋等の壁面、建築物の屋上、建築物の最上階のひさしの上若しくは建築物の屋上の工作物に設置するもの」に改める。

第21条の次に次の1条を加える。

(特定屋内広告物の規格の設定)

第21条の2 条例第30条の2に規定する規則で定める規格は、次のとおりとする。

- (1) 建築物の1階以下の部分の一の開口部の面積に対する当該開口部に係る特定屋内広告物の面積の合計の割合は、10分の5以内とする。
- (2) 建築物の2階以上の部分の一の開口部の面積に対する当該開口部に係る特定屋内広告物の面積の合計の割合は、10分の3以内とする。
- (3) 高さ、大きさ、色彩等について共通化を図る。

第33条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(審議会の運営)」を付し、同条第1項中「審議会」を「金沢市屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)」に改め、同条第4項を削り、同条の次に次の3条を加える。

第34条 条例第36条及び第37条並びに前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(審査会の運営)

第35条 金沢市屋外広告物審査会(以下「審査会」という。)の会議は、会長が招集し、会長が指名する者が議長となる。

第36条 条例第37条の2及び前条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

別表第1第4種禁止地域の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 条例第4条第2号に掲げる伝統環境調和区域

別表第2を次のように改める。

別表第2(第7条関係)

確認の申請の適用除外基準

屋外広告物等の種類	基 準
自家広告物(条例第12条第2項第1号に規定する屋外広告物等をいう。以下同じ。)	1 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場(以下「一住所等」という。)当たりの表示面積の合計が10平方メートル以内とする。 2 一の建築物に複数の事業所等がある場合又は一の敷地

	内に複数の建築物がある場合は、一の事業所とみなす。
土地・物件の管理広告物（条例第12条第2項第2号に規定する屋外広告物等をいう。以下同じ。）	1 表示面積の合計が5平方メートル以内とする。 2 管理上必要な表示とする。
工事現場の板囲いへ表示する屋外広告物（条例第12条第2項第3号に規定する屋外広告物等をいう。以下同じ。）	1 工事期間中に限り表示する。 2 宣伝の用に供さないものとする。
冠婚葬祭等一時的に表示する屋外広告物（条例第12条第2項第4号に規定する屋外広告物等をいう。）	1 必要最小限の期間のみ表示する。 2 宣伝の用に供さないものとする。
講演会等の会場の敷地内に表示する屋外広告物（条例第12条第2項第5号に規定する屋外広告物等をいう。）	1 講演会等の当日を含む2日間のみ表示する。 2 講演等の内容以外の宣伝の用に供さないものとする。
電車・自動車の外面表示広告物（条例第12条第2項第6号に規定する屋外広告物等をいう。以下同じ。）	1 次のいずれかに該当するものとする。 (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する。 (2) 表示面積の合計が5平方メートル以内とする（電車及び路線バスを除く。）。
他の地方公共団体の規定による自動車の外面表示広告物（条例第12条第2項第7号に規定する屋外広告物等をいう。）	1 他の地方公共団体の規定による許可書の写し等を車内に掲示する。
人、動物等に表示される屋外広告物（条例第12条第2項第8号に規定する屋外広告物等をいう。）	1 表示の期間が7日以内とする。
地方公共団体が公共掲示板に表示する屋外広告物（条例第12条第2項第9号に規定する屋外広告物等をいう。）	1 屋外広告物等に責任者の氏名、住所及び表示又は設置の期間を明記したものとする。
寄贈広告物（条例第12条第6項の規定により表示する屋外広告物等をいう。以下同じ。）	1 表示の大きさは、施設又は物件の表示正面の大きさの20分の1以内で、かつ、0.5平方メートル以内とする。 2 表示は、原則として1個限りとする。
臨時的広告物（条例第12条第7項に規定する屋外広告物等をいう。以下同じ）	1 屋外広告物等に責任者の氏名、住所及び表示又は設置の期間を明記したものとする（次に掲げる屋外広告物等を除く。）。 (1) 水火災警報及び緊急避難並びに道先案内告知の屋外広告物等 (2) 日刊新聞社の速報板に表示する新聞ニュースの類 (3) その他緊急又は公益上やむを得ない屋外広告物等

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第2の2（第8条の2関係）

独立広告物調整地区の種別

種 別	地 域
第1種独立広告物調整地区	市長が指定する道路及び当該道路に隣接する地域で、市長が第1種独立広告物調整地区として指定するもの
第2種独立広告物調整地区	市長が指定する道路及び当該道路に隣接する地域で、市長が第2種独立広告物調整地区として指定するもの

備考 地域が、第1種独立広告物調整地区及び第2種独立広告物調整地区に重複して該当する場合にあっては、当該地域は、第2種独立広告物調整地区とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第10条関係）

適用除外の基準

屋外広告物等の種類	基 準
自家広告物	1 第1種禁止地域にあつては、一住所等当たりの表示面積の合計が3平方メートル以内とする。 2 第2種禁止地域、第3種禁止地域、第4種禁止地域、第5種禁止地域及び第6種禁止地域にあつては、一住所等当たりの表示面積の合計が5平方メートル以内とする。 3 許可地域にあつては、一住所等当たりの表示面積の合計が10平方メートル以内とする。 4 一の建築物に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物がある場合は、一の事業所とみなす。
土地・物件の管理広告物	1 禁止地域にあつては、表示面積の合計が2平方メートル以内とする。 2 許可地域にあつては、表示面積の合計が5平方メートル以内とする。 3 管理上必要な表示とする
工事現場の板囲いへ表示する屋外広告物	1 工事期間中に限り表示する。 2 宣伝の用に供さないものとする。
電車・自動車の外面表示広告物	1 次のいずれかに該当するものとする。 (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する。 (2) 表示面積の合計が5平方メートル以内とする（電車及び路線バスを除く。）。
タンク類への自家広告物（条例第12条第3項第2号に規定する屋外広告物等をいう。）	1 禁止地域にあつては、表示面積の合計が5平方メートル以内とする。 2 許可地域にあつては、表示面積の合計が10平方メートル以内とする。
タンク類への広告物（条例第12条第3項第4号に規定する屋外広告物をいう。）	1 宣伝の用に供さないものとする。
寄贈広告物	1 表示の大きさは、施設又は物件の表示正面の大きさの20分の1以内で、かつ、0.5平方メートル以内とする。 2 表示は、原則として1個限りとする。
臨時的広告物	1 屋外広告物等に責任者の氏名、住所及び表示又は設置の期間を明記したものとする（次に掲げる屋外広告物等を除く。）。 (1) 水火災警報及び緊急避難並びに道先案内告知の屋外広告物等 (2) 日刊新聞社の速報板に表示する新聞ニュースの類 (3) その他緊急又は公益上やむを得ない屋外広告物等

別表第4中「広告物等の規格」を「屋外広告物等の規格」に改め、同表第1項の表中「広告物」を「屋外広告物」に改め、同表第2項の表景観への配慮の項を次のように改める。

景観への配慮

(1) 都市の美観及び自然美を損なわず、周囲の景観に適

	<p>した意匠と色彩を有するものとする。</p> <p>(2) 夜間を対象とする屋外広告物等にあっても、昼間の美観を損なわないものとする。</p> <p>(3) 屋外広告物等の裏面及び側面の不体裁な支柱、支枠等が露出しない。</p> <p>(4) 点滅灯の類及び回転灯の類は、屋外広告物等に附帯させない。ただし、安全のために必要な場合を除く。</p> <p>(5) 第1種禁止地域、第2種禁止地域及び第3種禁止地域にあつては、発光式及び反射式の素材は、使用しない。</p> <p>(6) 第5種禁止地域にあつては、高さが8メートルを超える部分については、発光式及び反射式の素材は、使用しない。</p>
--	--

別表第4第2項の表色彩の項中「広告物の」を「屋外広告物の」に、「広告物に」を「屋外広告物に」に、「広告物等」を「屋外広告物等」に改め、同第2項の表設置数と設置場所の項中「広告物等」を「屋外広告物等」に、「広告物を」を「屋外広告物を」に改め、同第2項の表中「ネオン」を「発光式の素材」に改め、同第2項の表可変表示装置を利用するものの項を次のように改める。

<p>可変表示装置を利用するもの</p>	<p>(1) 第1種禁止地域、第2種禁止地域、第3種禁止地域及び第4種禁止地域には、設置しない。</p> <p>(2) 第5種禁止地域にあつては、屋外広告物等の高さは、8メートル以下とする。</p> <p>(3) 主に文字を表示する装置を利用する屋外広告物等を設置する場合は、当該屋外広告物等において使用する色の数をできるだけ少なくする。</p> <p>(4) 主に映像を表示する装置（以下「映像表示装置」という。）を利用する屋外広告物等を設置する場合は、次のとおりとする。</p> <p>ア 屋上広告物等の設置を禁止する。</p> <p>イ 映像表示装置を利用する屋外広告物等の上端は、地上から4メートル以下とする。</p> <p>ウ 映像表示装置を利用する屋外広告物等の表示面積は、建築物等の壁面の方向ごとに5平方メートル以内とする。</p> <p>エ 屋外広告物等の表示面積の合計を算出する場合は、映像表示装置を利用する屋外広告物等の表示面積に2を乗じて得た面積と他の屋外広告物等の表示面積とを合算する。</p> <p>オ 屋外広告物等の集約化に努めるとともに、表示時間、表示内容、音声の出力等について、周囲の環境を阻害しないものとする。</p>
----------------------	--

別表第4第2項の表その他の項中「広告物等」を「屋外広告物等」に改め、同表第3項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 広告板及び広告塔

種 類	地 域 の 種 別	規	格
-----	-----------	---	---

ア 屋上広告物等	第1種禁止地域及び第2種禁止地域	(ア) 設置を禁止する。
	第3種禁止地域及び第4種禁止地域	(ア) 建物の壁面から建物と調和した色彩を有する素材で建ち上げて表示し、若しくは設置し、又は塔屋等の壁面に表示し、若しくは設置する。 (イ) 屋外広告物等の高さは、建築物の高さから3メートル以下とする。 (ウ) 屋外広告物等の上端は、地上から20メートル以下とする。ただし、商業地域にあつては、地上から40メートル以下とする。 (エ) こう配屋根の木造建築物への設置を禁止する。ただし、本屋の外壁に接して設けられた片流れの屋根については、この限りでない。
	第5種禁止地域、第6種禁止地域及び許可地域	(ア) 屋外広告物等の高さは、建築物の高さの2分の1かつ4メートル以下とする。 (イ) 屋外広告物等の上端は、地上から40メートル以下とし、建築物の高さから4メートル以下とする。
	第3種禁止地域、第4種禁止地域、第5種禁止地域、第6種禁止地域及び許可地域	(ア) 主たる表示面は、横長とし、支柱等は見えないようにする。 (イ) 屋上の水平投影の範囲内とする(塔屋等を利用する場合は、塔屋等の水平投影の範囲内とする。) (ウ) 建築物1棟に1個とする。
	許可地域	(ア) 自家広告物以外の屋外広告物等の設置を禁止する。
イ 建築物又は工作物の壁面(塔屋等の壁面を除く。)を利用するもの(以下「壁面広告物」という。)	第1種禁止地域、第2種禁止地域及び第3種禁止地域	(ア) 屋外広告物等の上端は、地上から6メートル以下とする。ただし、ビル名称等については、この限りでない。
	第4種禁止地域	(ア) 屋外広告物等の上端は、地上から6メートル以下とする。ただし、ビル名称等については、この限りでない。 (イ) 屋外広告物等の表示面積は、10平方メートル以内とする。
	第5種禁止地域、第6種禁止地域及び許可地域	(ア) 屋外広告物等の上端は、地上から12メートル以下とする。ただし、ビル名称等については、この限りでない。 (イ) 屋外広告物等の表示面積は、次のとおりとする。 a 商業地域 利用する建築物又は工作物の壁面の鉛直投影面積に10分の2を乗じて得た面積(その面積が10平方メートルに満たない場合は、10平方メートル)以内とする。 b その他の地域 利用する建築物又は工作物の壁面の鉛直投影面積に10分の1を乗じて得た面積(その面積が10平方メートルに満たない場合は、10平方メートル)以内とする。
	第1種禁止地域、第2種禁止地域、第3種禁止地域、第4種禁止地域、第5種禁止地	(ア) 取付壁面からはみ出さないようにする。 (イ) 窓面の開口部をふさがないようにする。 (ウ) 広告幕については、専用の懸垂装置があるものと

	域、第6種禁止地域及び許可地域	する。
ウ 建築物又は工作物から突出するもの	第1種禁止地域、第2種禁止地域及び第3種禁止地域	(ア) 外壁から突出する部分は、1メートル以下とする。 (イ) 屋外広告物等の下端は、道路以外の場所では、地上から2.5メートル以上とし、上端は、軒高までとする。
	第4種禁止地域、第5種禁止地域、第6種禁止地域及び許可地域	(ア) 外壁から突出する部分は、1.5メートル以下とする。 (イ) 屋外広告物等の下端は、道路以外の場所では、地上から2.5メートル以上とし、上端は、地上から31メートル以下とする。
	第1種禁止地域、第2種禁止地域、第3種禁止地域、第4種禁止地域、第5種禁止地域、第6種禁止地域及び許可地域	(ア) 建築物1棟につき、原則として、突出位置を1縦列とする。
エ 自己の住所、事務所、営業所等の敷地内に建てるもの(以下「独立自家広告物」という。)	第1種禁止地域	(ア) 屋外広告物等の高さは、地上から4メートル(第1種独立広告物調整地区にあつては8メートル、第2種独立広告物調整地区にあつては10メートル)以下とする。 (イ) 屋外広告物等の表示面積は、次のとおりとする。 a 屋外広告物等1基についての1面 5平方メートル以内 b 屋外広告物等1基についての合計 5平方メートル以内 c 敷地内の合計 5平方メートル以内
	第2種禁止地域及び第3種禁止地域	(ア) 屋外広告物等の高さは、地上から6メートル(第1種独立広告物調整地区にあつては8メートル、第2種独立広告物調整地区にあつては10メートル)以下とする。 (イ) 屋外広告物等の表示面積は、次のとおりとする。 a 屋外広告物等1基についての1面 5平方メートル以内 b 屋外広告物等1基についての合計 10平方メートル以内 c 敷地内の合計 10平方メートル以内
	第4種禁止地域	(ア) 屋外広告物等の高さは、地上から6メートル(第1種独立広告物調整地区にあつては8メートル、第2種独立広告物調整地区にあつては10メートル)以下とする。 (イ) 屋外広告物等の表示面積は、次のとおりとする。 a 屋外広告物等1基についての1面 5平方メートル以内 b 屋外広告物等1基についての合計 10平方メートル以内 c 敷地内の合計 15平方メートル以内
	第5種禁止地域、第6種禁	(ア) 屋外広告物等の高さは、地上から6メートル(第

	止地域及び許可地域	<p>1 種独立広告物調整地区にあつては8メートル、第2種独立広告物調整地区にあつては10メートル)以下とする。</p> <p>(イ) 屋外広告物等の表示面積は、次のとおりとする。</p> <p>a 屋外広告物等1基についての1面 道路に面するごとに10平方メートル以内</p> <p>b 屋外広告物等1基についての合計 道路に面するごとに20平方メートル以内</p> <p>c 道路に面するごとの敷地内の合計 30平方メートル以内</p>
--	-----------	--

備考

- この表の高さ及び表示面積の規格については、審査会において、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮された屋外広告物等と認められた場合には、当分の間、この表の数値の1.5倍の数値を規格とすることができる。
- この表の壁面広告物及び独立自家広告物の表示面積の規格については、前項の規定にかかわらず、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出があつた大規模小売店舗に設置される屋外広告物等で、審査会において、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮されたものと認められた場合には、この表のイの項中「10平方メートル以内」とあるのは「10平方メートルに、店舗面積を1,000平方メートルで除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に10平方メートルを乗じて得た面積又は利用する建築物若しくは工作物の壁面の鉛直投影面積に10分の1を乗じて得た面積のいずれか大きい面積（以下この項において「特例面積」という。）を加えた面積以内」と、「得た面積」とあるのは「得た面積に特例面積を加えた面積」と、「10平方メートルに」とあるのは「10平方メートルに特例面積を加えた面積に」と、「10平方メートル）」とあるのは「10平方メートルに特例面積を加えた面積）」と、この表のエの項中「敷地内の合計 5平方メートル」とあるのは「敷地内の合計 5平方メートルに、店舗面積を1,000平方メートルで除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に20平方メートルを乗じて得た面積（以下この項において「特例面積」という。）を加えた面積」と、「敷地内の合計 10平方メートル」とあるのは「敷地内の合計 10平方メートルに特例面積を加えた面積」と、「敷地内の合計 15平方メートル」とあるのは「敷地内の合計 15平方メートルに特例面積を加えた面積」と、「敷地内の合計 30平方メートル」とあるのは「敷地内の合計 30平方メートルに特例面積を加えた面積」とそれぞれ読み替えた数値を規格とすることができる。

(2) 野立てのもの

種 類	地 域 の 種 別	規 格
野立てのもの	第1種禁止地域、第2種禁止地域、第3種禁止地域、第4種禁止地域及び第6種禁止地域	ア 設置を禁止する。
	第5種禁止地域及び許可地域	<p>ア 屋外広告物等の高さは、4メートル（第1種独立広告物調整地区及び第2種独立広告物調整地区にあつては、6メートル）以下とする。</p> <p>イ 屋外広告物等の表示面積は、次のとおりとする。ただし、映像表示装置を利用する場合は、一の敷地において、道路に面するごとに5平方メートル以内とする。</p> <p>a 屋外広告物等1基についての1面 道路に面するごとに5平方メートル（第1種独立広告物調整</p>

		<p>地区及び第2種独立広告物調整地区にあっては、10平方メートル)以内</p> <p>b 屋外広告物等1基についての合計 道路に面するごとに10平方メートル(第1種独立広告物調整地区及び第2種独立広告物調整地区にあっては、20平方メートル)以内</p> <p>c 道路に面するごとの敷地内合計 15平方メートル(第1種独立広告物調整地区及び第2種独立広告物調整地区にあっては、20平方メートル)以内</p> <p>ウ 高さ、大きさ、色彩等について共通化を図る。</p> <p>エ 1施設当たりの屋外広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の件数の合計は、4以内とする。</p> <p>オ 誘導距離(施設からの距離をいう。)は、3キロメートル以内とする。</p> <p>カ 管理者の氏名又は名称を掲出物件に明記する。</p>
--	--	--

別表第4第3項第3号の表中「利用する広告物」を「利用する屋外広告物」に改め、同第3号の表の備考第2項中「広告物等」を「屋外広告物等」に改め、同項第4号の表中「利用する広告物」を「利用する屋外広告物」に改める。

別表第5中「広告物等」を「屋外広告物等」に、「利用する広告物」を「利用する屋外広告物」に改める。

別表第6第1項の表中「広告物等」を「屋外広告物等」に、「当該建築物」を「当該建築物」に、「以内」を「以内とし、建築物が存しない場合にあっては20平方メートル以内」に改め、同第1項の表の備考第1項中「良好な景観」を「審査会において、良好な景観」に、「配慮された広告物等と認められる」を「特に配慮された屋外広告物等と認められた」に改め、同備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、大規模小売店舗立地法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出があった大規模小売店舗に設置される屋外広告物等で、審査会において、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮されたものと認められた場合に限り、「10分の4を乗じて得た面積」とあるのは「10分の4を乗じて得た面積に、壁面広告物がある場合にあっては店舗面積を1,000平方メートルで除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に10平方メートルを乗じて得た面積又は当該壁面の鉛直投影面積に10分の1を乗じて得た面積のいずれか大きい面積(以下この項において「壁面広告物特例面積」という。)を、独立自家広告物がある場合にあっては店舗面積を1,000平方メートルで除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に20平方メートルを乗じて得た面積(以下この表において「独立自家広告物特例面積」という。)をそれぞれ加えた面積」と、「20平方メートル」とあるのは「20平方メートルに、壁面広告物がある場合にあっては壁面広告物特例面積を、独立自家広告物がある場合にあっては独立自家広告物特例面積をそれぞれ加えた面積」と、「10分の3を乗じて得た面積」とあるのは「10分の3を乗じて得た面積に、壁面広告物がある場合にあっては壁面広告物特例面積を、独立自家広告物がある場合にあっては独立自家広告物特例面積をそれぞれ加えた面積」と読み替えて合計面積の基準とすることができる。

別表第6第2項の表第1種禁止地域の項及び第2種禁止地域及び第3種禁止地域の項中「広告物等」を「屋外広告物等」に改め、同第2項の表第4種禁止地域の項中「広告物等」を「屋外広告物等」に、「建築物の壁面」を「当該一住所等に建築物が存する場合にあっては当該建築物の壁面」に、「以内」を「以内とし、建築物が存しない場合にあっては15平方メートル以内」に改め、同第2項の表第5種禁止地域の項を次のように改める。

第5種禁止地域	<p>一住所等当たりの屋外広告物等の表示面積の合計は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該一住所等に建築物が存する場合にあっては、当該建築物の壁面の方向ごとに、当該壁面の鉛直投影面積に</p>
---------	---

	<p>10分の3を乗じて得た面積以内とし、当該表示面積の合計のうち、高さ8メートルを超える部分の表示面積の合計は、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 当該一住所等に建築物が存しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p>
--	--

別表第6第2項の表第6種禁止地域の項中「広告物等」を「屋外広告物等」に、「建築物の壁面」を「当該一住所等に建築物が存する場合にあっては当該建築物の壁面」に、「以内」を「以内とし、建築物が存しない場合にあっては20平方メートル以内」に改め、同第2項の表の備考を同備考第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 1 審査会において、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮された屋外広告物等と認められた場合に限り、当分の間、「5平方メートル」とあるのは「7.5平方メートル」と、「10平方メートル」とあるのは「15平方メートル」と、「10分の3」とあるのは「10分の4.5」と、「15平方メートル」とあるのは「22.5平方メートル」と、「20平方メートル」とあるのは「30平方メートル」と読み替えて合計面積の基準とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、大規模小売店舗立地法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出があった大規模小売店舗に設置される屋外広告物等で、審査会において、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮されたものと認められた場合に限り、「5平方メートル」とあるのは「5平方メートルに、壁面広告物がある場合にあっては店舗面積を1,000平方メートルで除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に10平方メートルを乗じて得た面積又は当該壁面の鉛直投影面積に10分の1を乗じて得た面積のうちいずれか大きい面積（以下この項において「壁面広告物特例面積」という。）を、独立自家広告物がある場合にあっては店舗面積を1,000平方メートルで除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に20平方メートルを乗じて得た面積（以下この表において「独立自家広告物特例面積」という。）をそれぞれ加えた面積」と、「10平方メートル」とあるのは「10平方メートルに、壁面広告物がある場合にあっては壁面広告物特例面積を、独立自家広告物がある場合にあっては独立自家広告物特例面積をそれぞれ加えた面積」と、「得た面積」とあるのは「得た面積に、壁面広告物がある場合にあっては壁面広告物特例面積を、独立自家広告物がある場合にあっては独立自家広告物特例面積をそれぞれ加えた面積」と、「15平方メートル」とあるのは「15平方メートルに、壁面広告物がある場合にあっては壁面広告物特例面積を、独立自家広告物がある場合にあっては独立自家広告物特例面積をそれぞれ加えた面積」と、「20平方メートル」とあるのは「20平方メートルに、壁面広告物がある場合にあっては壁面広告物特例面積を、独立自家広告物がある場合にあっては独立自家広告物特例面積をそれぞれ加えた面積」と読み替えて合計面積の基準とすることができる。

別表第6第3項の表中「広告物等」を「屋外広告物等」に改める。

様式（様式第3号、様式第7号、様式第8号、様式第12号、様式第12号の2及び様式第13号を除く。）中「金沢市屋外広告物条例」を「金沢市屋外広告物等に関する条例」に、「広告物等」を「屋外広告物等」に改める。

様式第3号中「金沢市屋外広告物条例」を「金沢市屋外広告物等に関する条例」に、「届出広告物等」を「届出屋外広告物等」に改める。

様式第5号の次に次の2様式を加える。

様式第5号の2（第11条の2関係）

歴史的伝統的意匠屋外広告物指定申請書

年 月 日

（あて先）金沢市長

申請者 住 所
氏 名 ㊟
（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

歴史的伝統的意匠屋外広告物の指定を受けたいので、金沢市屋外広告物等に関する条例第15条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

屋外広告物等の概要	表示又は設置の場所	
	種 類	
	規 格	
	素 材	
	製作年	
	数 量	件 枚
特記事項（由緒等）		

備考 屋外広告物等の意匠や仕様が分かる現況写真と建築物との関係が分かる周辺写真を添付してください。

様式第5号の3（第11条の3関係）

歴史的伝統的意匠屋外広告物除却等届

年 月 日

（あて先）金沢市長

届出者 住 所
氏 名 ⑩
（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

歴史的伝統的意匠屋外広告物を除却（変更・減失・き損）した（したい）ので、金沢市屋外広告物等に関する条例第15条の4第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

除却（変更・減失・き損）に係る 歴史的伝統的意匠屋外広告物	表示又は設置の場所	
	種 類	
	規 格	
	数 量	件 枚
	指定番号	年 月 日 第 号
除却（変更・減失・き損）年月日	年 月 日	
除却（変更・減失・き損）理由		

様式第7号及び様式第8号中「を受けようとする屋外広告物等」を「に係る屋外広告物等」に改める。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第18条関係）

屋外広告物除却・減失届

年 月 日

（あて先）金沢市長

届出者 住 所
氏 名 ⑩
（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

屋外広告物等を除却（減失）したので、金沢市屋外広告物等に関する条例第21条第2項（第28条第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

除却（減失）に係る屋外広告物等	表示又は設置の場所	
	種 類	
	数 量	件 枚

	屋外広告物許可等番号	年 月 日 第 号
	許可等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
除却(滅失)年月日	年 月 日	
除却(滅失)理由		

様式第12号の2中「保管広告物等一覧簿」を「保管屋外広告物等一覧簿」に、「保管した広告物等」を「保管した屋外広告物等」に改める。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号(第19条関係)

(表)

(裏)

<p>第 号</p> <p>屋 外 広 告 物 検査職員証 特定屋内広告物</p> <p>所属 職氏名</p> <p>上記の者は、金沢市屋外広告物等に関する条例第25条第1項、第30条の6第1項又は第35条の4第1項の規定により、屋外広告物等若しくは特定屋内広告物の存する土地若しくは建物に立ち入り、屋外広告物等若しくは特定屋内広告物を検査し、又は営業所等に立ち入り、帳簿等を検査する者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>金沢市長 印</p>	<p>金沢市屋外広告物等に関する条例(抜粋)</p> <p>(この欄には、金沢市屋外広告物等に関する条例第25条、第30条の6及び35条の4の条文を記載すること。)</p>
--	--

附 則

- この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の金沢市屋外広告物条例施行規則の規定に基づき適法に表示され、又は設置されている屋外広告物等のうち、改正後の金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第11条に規定する規格又は新規則第15条に規定する許可の基準(以下「新規格等」という。)に適合しない屋外広告物等については、新規格等に適合させる改修、除却その他の措置をとることを記載した計画書の提出があり、市長が相当と認めるときは、新規則第11条又は第15条の規定は、平成21年10月1日から7年間は、適用しない。

平成21年(2009年)7月31日 印刷	発行人	金 沢 市
平成21年(2009年)7月31日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地	カネモト印刷(株)